

令和 7 年第 2 回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和 7 年 8 月 2 1 日

令和7年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和7年8月21日（木）

2 招集場所 久留米広域消防本部 4階 屋内訓練室
(久留米市東櫛原町999番地1)

3 出席議員 (17名)

1番	石井	秀夫	君
2番	そうだ	耕一郎	君
3番	田住	和也	君
5番	後藤	敬介	君
6番	藤林	詠子	君
7番	佐藤	晶二	君
8番	永島	守	君
9番	平木	一朗	君
10番	井上	勝彦	君
11番	新原	善信	君
12番	大場	美紀	君
13番	江藤	芳光	君
14番	組坂	公明	君
15番	高橋	直也	君
16番	野瀬	繁隆	君
17番	古賀	知文	君
18番	益田	隆一	君

4 欠席議員 (1名)

4番 塚本 弘道 君

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	原口	新五	君
副組合長	江藤	義行	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	権藤	英樹	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	広松	栄治	君
代表監査委員	山口	文刀	君
会計管理者	高口	博志	君

【事務局】

事務局理事	豊福由紀子	君
事務局長(兼)事務局次長	久次美和子	君
総務主査	佐藤 昌和	君

【消防本部】

消防長	黒岩 竹直	君
消防次長	長谷 義	君
久留米消防署長	仲 賢一郎	君
三井消防署長	出利葉 操	君
浮羽消防署長	佐藤 勝徳	君
三潞消防署長	北川 英二	君
大川消防署長	廣松 震	君
総務担当次長(兼)総務課長	青井 浩	君
人事研修課長	橋本 秀一	君
予防課長	丸山 晋作	君
救急防災課長	村田 康裕	君
救急防災課救急主幹	権藤 明夫	君
情報指令課長	上野 卓慈	君

6 議事日程

日 程 第 1 議席の指定及び一部変更

日 程 第 2 会議録署名議員の指名

日 程 第 3 会期の決定

日 程 第 4 議長の選挙

日 程 第 5 諸般の報告

日 程 第 6 認 定 第 1 号 令和6年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 7 認 定 第 2 号 令和6年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 8 認 定 第 3 号 令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 9 第 9 号 議 案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共

団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合
規約の変更についての専決処分について

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 0 | 第 1 0 号議案 | 久留米広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について |
| 日程第 1 1 | 第 1 1 号議案 | 久留米広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について |
| 日程第 1 2 | 第 1 2 号議案 | 三井消防署訓練棟新築外工事請負契約の一部を変更する契約締結についての専決処分について |
| 日程第 1 3 | 第 1 3 号議案 | 財産（水槽付き消防ポンプ自動車）の取得について |
| 日程第 1 4 | 第 1 4 号議案 | 財産（高規格救急自動車）の取得について |
| 日程第 1 5 | 第 1 5 号議案 | 三井消防署庁舎新築外工事請負契約締結について |
| 日程第 1 6 | 第 1 6 号議案 | 三井消防署庁舎新築外電気設備工事請負契約締結について |
| 日程第 1 7 | 第 1 7 号議案 | 筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託契約締結について |
| 日程第 1 8 | 第 1 8 号議案 | 久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |

◎ 開 会

○理事（豊福由紀子君）定刻前でございますけれども、皆様お揃いでございますので始めたいと思います。

私は、久留米広域市町村圏事務組合事務局の豊福でございます。

本日は、大変お忙しい中、久留米広域市町村圏事務組合議会定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本年 6 月に久留米市議会定例会におきまして、組合議員の改選が行われております。

これによりまして、現在、当組合議会の議長が不在となっております。

従いまして、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、江藤芳光副議長に議事進行を行っていただきます。

江藤副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（江藤芳光君）みなさん、おはようございます。

先ほど、事務局の方からご案内のありました副議長の江藤でございます。

議長が選挙されますまでの間、進行を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ここで塚本弘道議員から欠席の届け出が提出されておりますので、ご報告をいたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただ今から、令和 7 年第 2 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

ここで審議に入ります前に一言、申し上げます。

先日の九州各地の大雨により被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1 日も早い復旧と復興がなされますことを切に願っております。

◎ 日程第 1 議席の指定及び一部変更

○副議長（江藤芳光君）これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第 1、「議席の指定及び一部変更」を行います。

本年 6 月に、久留米市及び大川市の議会定例会におきまして、組合議会議員の改選が行われております。

よって、会議規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議席の指定及び一部変更をいたしたいと思います。

まず、議席の一部を変更いたします。

5 番、石井 秀夫 議員を 1 番に、

3 番、塚本 弘道 議員を 4 番に、

4 番、後藤 敬介 議員を 5 番に、

以上のとおり変更いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ございま

せんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

次に、議席の指定を行います。

そうだ 耕一郎 議員は、2 番に、

田住 和也 議員は、3 番に、

藤林 詠子 議員は、6 番に、

永島 守 議員は、8 番に、

平木 一朗 議員は、9 番に、

以上のとおり指定いたします。

◎ 日程第 2 会議録署名議員の指名

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

2 番、そうだ 耕一郎 議員、18 番、益田 隆一 議員を指名いたします。

◎ 日程第 3 会期の決定

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日間と決定いたしました。

◎ 日程第 4 議長の選挙

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 4、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、1番、石井秀夫議員を議長に指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました石井秀夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、石井秀夫議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました石井秀夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

石井秀夫議員に演壇より、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長(石井秀夫君) みなさん、おはようございます。

只今、議長に選出を賜りました、石井秀夫でございます。

広域圏発展のため、市民の皆様、地域の皆様、安全安心のためしっかり努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長(江藤芳光君) 議長就任のご挨拶は終わりました。

石井議長、議長席にお着き願います。

(副議長江藤芳光君議長席を退き、議長石井秀夫君議長席に着く)

◎ 日程第5 諸般の報告

○議長(石井秀夫君) 次に、日程第5、諸般の報告をいたします。

組合長から議案とともに送付されました、報告第2号から報告第4号までの3件の報告が行われております。

以上の報告について質疑はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

それでは、これをもって諸般の報告を終わります。

◎ 日程第6 認定第1号

◎ 日程第7 認定第2号

◎ 日程第8 認定第3号

○議長(石井秀夫君) 次に、日程第6、認定第1号「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第8、認定第3号「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3件は、いずれも決算案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）皆様、おはようございます。

本日、ここに令和7年第2回組合議会定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、当組合の運営に対しまして、日頃からご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、先日、鹿児島や福岡、熊本などで線状降水帯が相次いで発生し、九州の各地で記録的な大雨となり被害が相次ぎました。被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

このたび、本年6月に行われました久留米市議会及び大川市議会において、当組合議員に選出されました議員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。

そして、先ほど議長に選出されました石井議長におかれましては、心からお祝い申し上げますとともに、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、本日は、令和6年度決算の認定のほか、専決処分、財産取得、請負契約、関係条例の一部改正議案を提出いたしております。

どうか十分にご審議のうえ、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第1号から認定第3号につきまして、一括して説明させていただきます。

この3件の決算は、いずれも地方自治法第233条各項の決算に関する規定により、会計管理者から決算に係る書類の提出を受け、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書及び事業実績報告書を添えて認定を求めるものでございます。

まずは、認定第1号令和6年度一般会計についてご説明を申し上げたいと思います。

歳入決算額は、1,686万1,523円でございます。予算現額に対する収入率は、70.3%となっております。

歳出決算額は、1,341万8,324円でございます。予算現額に対する執行率は、55.9%でございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額344万3,199円は、翌年度に繰り越しております。

次に、認定第2号令和6年度小児救急医療支援事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、3,441万8,055円でございます。予算現額に対する収入率は、100.2%となっております。

歳出決算額は、3,261万7,972円でございます。予算現額に対する執行率は、95.0%でございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額180万83円は、翌年度に繰り越しております。

次に、認定第3号令和6年度広域消防特別会計についてでございます。

歳入決算額は、５２億７，９７３万６５２円でございます。予算現額に対する収入率は、９６．４％となっております。

歳出決算額は、５１億８，２７７万５０円でございます。予算現額に対する執行率は、９４．７％でございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた９，６９６万６０２円を翌年度に繰り越しております。

以上、３件の決算について、詳細は担当に説明をさせます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石井秀夫君）これより担当者からの説明を求めます。

○事務局長（久次美和子君）議長。

○議長（石井秀夫君）久次事務局長。

○事務局長（久次美和子君）事務局の久次でございます。

よろしくお願いいたします。

令和６年度各会計の決算についてご説明申し上げます。

私からは、事務局が所管いたします、一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計につきまして、資料は歳入歳出決算附属書類、事項別明細書を用いてご説明いたします。

まず一般会計について、決算附属書類の１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、１款１項１目１節 経常費負担金 １，３２０万円は、事務局の経常経費に係る構成市町の負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 ４５０万円、事務局派遣職員１名に係る人件費相当額 ８７０万円でございます。

３款１項１目１節 繰越金 ３６６万１，５２３円は、前年度からの繰越額でございます。

以上、歳入合計は、１，６８６万１，５２３円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出でございますが、１款 議会費 １８２万７５８円は、組合議会の運営に係る経費で、組合議会議員１８名分の議員報酬が主なものです。

２款 総務費は、事務局運営に係る経常経費で、１項１目２節 給料 ７３万１，９９８円は、正副組合長６名分の給料でございます。

１０節 需用費 ４５万９４６円は、事務用品等の消耗品費、議案書等の印刷製本費が主なものです。

１１節 役務費 ２１万１９７円は、電話料金及び切手代の通信運搬費、公用車の保険料等でございます。

３ページをお願いいたします。

１３節 使用料及び賃借料 ３４万４，５２０円は、事務局公用車リース料、１８節 負担金・補助及び交付金 ９６３万５，６８５円は、事務局職員派遣元の久留米市に対する人件費負担金でございます。

４項 監査委員費 １５万円は、監査委員２名分の委員報酬でございます。

４ページをお願いいたします。

以上、歳出合計は、1, 341万8, 324円でございます。

続きまして、小児救急医療支援事業特別会計でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目1節 保健衛生費負担金 2, 644万1, 000円の内訳は、構成市町負担金が2, 154万円、近隣市町協力金が鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町、柳川市及びみやま市から、合わせて490万1, 000円でございます。

小児救急センターの利用実績がありながら財政協力が得られていない八女筑後地域に対しましては、財源確保のため、利用状況に応じた協力について構成市町の市長、町長印を押印した要請書を提出しており、現在、令和8年度からの協力開始に向けて、八女地域において協議が進んでいると伺っています。

2款1項1目1節 保健衛生費補助金 640万2, 000円は、福岡県からの救急医療施設運営費等補助金でございます。

3款1項1目1節 繰越金 157万5, 055円は、前年度からの繰越額でございます。

以上、歳入合計は、3, 441万8, 055円でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出です。1款 小児救急運営費は、小児救急医療支援事業の運営支援に要する経費でございます。1項1目1節 報酬 7万7, 000円は、運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

18節 負担金、補助及び交付金 3, 251万9, 814円は、小児救急センター運営及び小児科医研修事業への補助金です。

内訳は、小児救急センターに出務する医師の人件費等として久留米医師会に対して2, 050万5, 000円、看護師及び事務員の人件費等として聖マリア病院に対して1, 001万4, 814円、小児科医研修事業を実施する久留米大学に対して200万円でございます。

歳出合計は、3, 261万7, 972円でございます。

私からは、以上でございます。

○総務担当次長（青井浩君）議長。

○議長（石井秀夫君）青井総務担当次長。

○総務担当次長（青井浩君）消防本部総務担当次長の青井でございます。

広域消防特別会計について説明させていただきます。

それでは、11ページをお願いします。

まず、歳入決算です。

1款 分担金及び負担金のうち、1項1目 市町負担金 収入済額 42億8, 901万4, 311円は、当消防本部を構成いたします4市2町からの負担金でございます。

このうち、1節 経常経費負担金 39億7, 549万2, 000円は、人件費や物件費など、経常経費に係るものでございます。

2節 特別負担金 3億1, 352万2, 311円は、退職手当や投資的経費な

ど、特定の経費に係るものでございます。

2目 指令事務負担金 1億2,899万1,022円は、筑後地域消防指令センターの運営等に係る財源として、当消防本部以外の6消防本部から収入した負担金が主なものでございます。

2款 使用料及び手数料のうち、1項1目 施設使用料 61万4,091円は、自動販売機、電柱等の設置に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 334万5,660円は、危険物施設の許認可手数料が主なものでございます。

3款 国庫支出金、1項1目 消防費国庫補助金 192万600円は、総務省消防庁の「女性消防吏員活躍推進モデル事業」として、女性消防吏員の志願者増加を目的に、広報動画の作成等に取り組んだ財源として収入した補助金でございます。

12ページをお願いします。

5款 財産収入のうち、1項 財産売払収入 996万7,389円は、車両6台の売却収入が主なものでございます。

2項 財産運用収入 3,006円は、財政調整基金利子でございます。

6款 繰入金 7,000万円は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

7款 繰越金は、前年度から3億9,793万1,582円を繰越しております。

13ページをお願いします。

8款 諸収入のうち、1項 組合預金利子 7万9,470円は、利子収入でございます。

2項 雑入 2,356万3,521円は、消防救急無線デジタル化整備事業等に係る市町村振興協会からの助成金が主なものでございます。

9款 組合債 3億5,430万円は、消防車両や消防庁舎、指令システム等の施設整備に係る財源として、緊急防災、減災事業債などを借り入れたものでございます。

以上、歳入総額は、52億7,973万652円でございます。

続いて、歳出決算でございます。

14ページをお願いします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務や活動に要する経費でございまして、41億831万1,415円を支出しております。

内訳の主なものとして、1節 報酬 1,707万7,869円は、会計年度任用職員9名分でございます。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員451名分の人件費が主なものでございます。

15ページをお願いします。

8節 旅費 1,169万3,151円は、県消防学校、消防大学校等への入校旅費が主なものでございます。

10節 需用費 1億6,174万9,462円は、消防、救急、救助活動等に

使用する消耗品費のほか、消防車両等の燃料費、消防署所の光熱水費、車両や庁舎設備等の修繕料が主なものでございます。

11節 役務費 3,085万1,906円は、電話や指令回線等に係る通信運搬費や救急救命士に対する医師の指示手数料、資機材点検等の手数料が主なものでございます。

12節 委託料 1億482万4,565円は、庁舎清掃や庁舎設備等の保守、職員の健康診断、事務用機器や救急資機材等の保守に係る委託料が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 1,591万3,160円は、消防署所の下水道使用料やパソコン等の事務用機器借上料が主なものでございます。

17節 備品購入費 1,150万1,215円は、災害現場で使用する消防用ホースなど、資機材の購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 2,893万5,515円は、県消防学校や消防大学校等への入校負担金、救急救命士4名の養成に係る研修負担金が主なものでございます。

続きまして、2目 消防施設費は、消防車両、消防庁舎等の整備に要する経費でございまして、3億9,661万6,402円を支出しております。

内訳の主なものとして、12節 委託料 531万8,500円は、消防本部庁舎の衛生設備及び防災センターの改修委託料でございまして、継続費通次繰越170万1,000円は、支出を終わらなかった三井消防署訓練棟建設に係る監理委託料でございます。

16ページをお願いします。

14節 工事請負費 1億581万4,720円は、南及び西出張所の非常用発電設備の機能強化による改修と三井消防署訓練棟建設工事費でございまして、三井消防署訓練棟建設に係る継続費のうち、支出を終わらなかった1,462万5,680円は、翌年度に通次繰越ししております。

17節 備品購入費 2億8,430万6,196円は、消防ポンプ自動車、大型水槽車、多機能型救助工作車など、車両7台分の更新費が主なものでございまして、繰越明許費6,787万円は、世界的な部素材不足の影響により、年度内に完了しなかったタンク車1台分の更新費でございます。

18節 負担金・補助及び交付金 117万6,986円は、三井消防署庁舎建設に係る埋蔵文化財発掘調査負担金でございます。

続きまして、3目 消防指令センター費は、筑後地域の7消防本部で共同運用しております筑後地域消防指令センターの運営等に要する経費でございまして、2億861万231円を支出しております。

内訳の主なものとして、10節 需用費 1,035万7,229円は、指令センター庁舎や無線中継局の光熱水費が主なものでございます。

11節 役務費 2,387万894円は、通信指令に係る専用回線や119番通報の発信地表示及びエリア識別システム利用料等の通信運搬費が主なものでございます。

12節 委託料 1億6,992万1,946円は、指令システム等共通機器の保守、指令センター庁舎の清掃、設備保守のほか、指令システム等の全面更新に係る設計委託料が主なものでございます。

続きまして、2款 公債費 1項1目 元金 4億6,444万4,587円と17ページの2目 利子 478万7,415円は、過去に発行しました組合債の元利償還金でございます。

以上、歳出総額は、51億8,277万50円でございます。

簡単ですが、以上で広域消防特別会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

山口監査委員。

○監査委員（山口文刀君）おはようございます。

監査委員の山口でございます。

令和6年度久留米広域市町村圏事務組合の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

歳入歳出決算審査意見書をお願いします。

意見書の1ページをお願いします。

第1審査の種類、第2審査の対象、第3審査の着眼点、主な実施内容、第4審査の実施場所及び日程は、記載のとおりですので、説明は割愛いたします。

第5審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して調製され、関係帳簿との係数の符合についても適正に作成されておりました。

また、現金、預金についても、残高証明書と歳入歳出差引残高とが符合しました。

歳入歳出予算の執行状況については、その予算の目的に従い、おおむね適正に執行されているものと認められます。

2ページから7ページまでは、各会計と財産について述べています。

8ページをお願いします。

むすびで総括的な意見を述べております。

（1）の会計、決算事務処理等についてですが、会計処理及び決算事務は、適正に執行されており、修正が必要な事項は見られませんでした。事務処理を行う上で検討を求める事項が見られました。

これらについては、適切に対応されることを望みます。

（2）の小児救急医療支援事業特別会計についてですが、本事業は、構成市町負担金、近隣市町協力金で運営費の大部分を賄っております。

依然として、受診者が多い近隣の八女市、筑後市、広川町からは、協力金の拠出を得られておりませんが、今回2市1町で協議、検討していくという前向きな意向を示され、担当課長等に対して、制度概要の説明や文書での質疑、回答を行われたと伺っております。

この事業を持続的、安定的に運営していくためにも、近隣市町からの支援は不可欠です。

引き続き協議を重ね、協力金の拠出に向けて努力されることを望みます。

次に（３）の広域消防特別会計についてですが、本年度の実質収支は、９，４４６万３，０００円で、前年度の実質収支 ３億６，６９６万２，０００円を差し引いた単年度収支は、２億７，２４９万９，０００円の赤字となっております。

単年度収支が赤字となった主な理由は、人件費等の歳出が大幅に増加したものの、主要な歳入である構成市町からの負担金を追加で求めなかったためです。

本年度においては、三井消防署新庁舎の第１期工事や消防通信指令システムの更新に向けた設計業務に着手しております。

今後、三井消防署新庁舎の第２期工事や、消防通信指令システムの更新工事、浮羽消防署、出張所の建替えなど大規模な支出や、さらには、人件費等の経常的経費の増加が見込まれます。

これらの事業は、構成市町等の負担により進められるものです。

そのため、今後どれだけの負担が生じるのかというのは、各自治体にとって、非常に重要な事項であると考えます。

前年度、中期経営計画の策定について意見しており、策定に向けた課題整理を行っておられるとのことですが、各自治体の理解を得るためにも、できるだけ速やかに策定に取り組まれることを求めます。

以上、令和６年度久留米広域市町村圏事務組合決算審査の報告を終わります。

○議長（石井秀夫君）監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（組坂公明議員が手を挙げる）

○１４番（組坂公明君）はい。

○議長（石井秀夫君）１４番、組坂議員。

○１４番（組坂公明君）おはようございます。うきは市議会の組坂公明でございます。消防職員の皆様におかれましては、日頃より地域住民の安心安全のため、昼夜を問わず献身的にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

それでは、さっそく質問をさせていただきたいと思います。

質問の内容は、今後の久留米広域消防本部の定員、職員数についてでございます。

久留米広域消防本部の人員体制については、総務省消防庁が示す消防力の整備指針と現状の職員数との乖離に触れながら、今後の消防力の維持、強化についてお尋ねします。

当消防本部における職員定数につきましては、組合条例で４６４人と定められており、令和７年度は現有数が４４２名と伺っております。

一方、国が示す消防力の整備指針に基づく必要職員数は６９８人であり、現時点での充足率は６３．３％に留まっております。

約２５０人少ない状況でございます。

このような状況について、まず組合としてどのように認識されているのか、ご見解を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○人事研修課長（橋本秀一君）議長。

○議長（石井秀夫君）橋本人事研修課長。

○人事研修課長（橋本秀一君）人事研修課長の橋本でございます。

組坂議員の質問にお答えします。

職員の充足率についてですが、消防職員の充足率とは、国が定めます消防力の整備指針に基づき、保有する消防車両や通信業務、予防業務に携わる要員などから算出される標準的な職員数に対しまして、実際に配置される職員の割合を示したものでございます。

当消防本部の充足率は、現在約 63.3%となっており、全国の中核市を管轄いたします消防本部の平均であります 81.3%と比較すると、かなり下回っている状況となっております。

各消防本部の置かれている状況が異なる中、一概に充足率だけで消防本部の消防力を測ることはできませんが、当消防本部の場合は、火災を含む災害時において、各消防署と各地域の消防団が連携することで、消防力を総合的に維持している状況となっております。

現在、当消防本部では、令和 2 年第 2 回組合議会において職員定数条例の改正をご承認していただきましたことから、職員の増員について計画的に取り組んでいるところであり、令和 10 年度には職員数が条例定数の 464 名、充足率約 66.5%になる見込みでございます。

しかしながら、この充足率は、依然として中核市及び福岡県内の各消防本部と比較しましても低い数値となりますので、安定的な組織運営と消防体制の強化を図る上で、消防職員の増員に係る問題については、中長期的に取り組むべき重要な課題であると認識しております。

以上で、組坂議員の質問に対する回答を終わらせていただきます。

（組坂公明議員が手を挙げる）

○14 番（組坂公明君）はい。

○議長（石井秀夫君）14 番、組坂議員。

○14 番（組坂公明君）はい、ご答弁ありがとうございました。職員数における充足率は、中核市や福岡県内の各消防本部と比較して低い数値である。

そして組織運営体制強化を図るうえでは、職員増は中長期的に取り組むべき重要な課題であるというご答弁いただいたところでございます。

それで、充足率がどれだけ低いかを私なりに調べましたところ、全国に消防本部は 723 本部ございます。その中で、中核市の消防本部は 60 本部、この 60 本部の中で当消防本部は 60 番目の充足率となっております。

福岡県で比較しますと 24 消防本部中、20 番目となっております。

職員規模等からみて、福岡市消防局、北九州市消防局に次ぐ当消防本部でございます。

ちなみに令和 2 年の当消防本部の定員管理計画、この資料において、福岡市消防局、北九州市消防局の充足率は 90%を優に超えている状況でございます。

このような状況の中で、次のお尋ねですけど、現在の職員数で火災、救急、救

助活動の災害対応や各種訓練、それから防火指導や救急法指導等の地域防災支援などについて、支障が出ていないのか具体的な状況を聞かせていただきたいと思います。

また、今後、人口の高齢化や異常気象に伴う災害の激甚化、大規模複雑化が予想される中で、消防力の更なる強化が求められています。このような状況下で、職員数が不足している現状のままで、はたして十分な対応が可能なのか、将来的なリスクに対してどのように備えていくのか、お考えを伺いたと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○消防次長（長谷義君）議長。

○議長（石井秀夫君）長谷消防次長。

○消防次長（長谷義君）消防本部次長の長谷でございます。

組坂議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、現在の職員数で支障は出ていないのかということでございますが、火災、救急、救助などの災害対応や各種訓練、住民への指導などの活動においては、限られた人員の中で質の高い消防サービスの提供に努めているところでございます。

現在は、消防力の整備指針を満たしていない消防隊の車両搭乗人員の増員など、緊急性が特に高い項目について、計画的に増員を進めております。

消防本部としましては、まずは、この現行の定員管理計画に基づいた増員による職員464名体制の整備を確実に達成しまして、その効果を発揮することが最優先事項であると考えております。

次に当消防本部が抱える人員に関しての課題につきましては、現在増員に取り組んでおります項目のほかに、現在の定員管理計画に反映できなかった、指揮隊や救助隊の車両搭乗人員不足や、各署の災害対応要員の未整備などの課題も抱えております。

また、今後、高齢社会の進展や地球温暖化の影響による災害の大規模複雑化など、消防を取り巻く環境が変わる中、現有する消防体制における工夫だけでは解決できない新たな課題が生じることも予測されます。

令和10年度からは次期定員管理計画の策定に入っておりますが、これらの課題を解決するために必要な人員数について、社会情勢の変化や消防需要の増加などを見極めたうえで構成市町との協議を行いながら、当圏域にふさわしい組織体制をご検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、組坂議員の質問に対する回答を終わります。

○14番（組坂公明君）はい。

○議長（石井秀夫君）14番、組坂議員。

○14番（組坂公明君）はい、ご答弁ありがとうございました。

次期定員管理計画への導入について、財政上の制約、あるいは人員確保の難しさというのは十分に理解しておりますが、災害時に迅速かつ的確に対応していただける総合力の確保は、安全安心の基盤だと思っております。また、現在の定員管理計画を策定するに当たり、当時の組合長が職員充足率を中核市の平均まで上げなければならない、というご回答をしたとも記憶しております。

基準を大きく下回る現状を改善し、将来に向けた持続可能な消防本部を構築するためにも、組合として継続して取り組んでいただきますよう強く要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（石井秀夫君）他に質疑はございませんか。

（藤林詠子議員が手を挙げる）

○6番（藤林詠子君）はい。

○議長（石井秀夫君）6番、藤林議員。

○6番（藤林詠子君）藤林です。

よろしくお願いいたします。

2点質問させてください。

1点目は小児救急のことです。

小児救急の事業主体を移行していくということで、目途がたったというふうに伺っています。

関係機関が多い中で、あるいは関係市町が非常に多い中で、ご苦労あったと思いますけれども、もう少し早く実現できなかったかなという思いもあります。

この時期に改めて、これまでどういう検討があり、どういうやり取りがあったのか、経過をお伺いしたいと思います。

2点目は、女性消防職員の採用状況と取組についてお伺いしたいと思います。

先ほど決算の説明の中でも、女性消防吏員の募集に関して、広報動画を作るのに国の補助を活用しているというご報告もございました。

全国的に女性消防吏員がもっと必要と言われながら、なかなか採用が進まないのはうちだけではないと理解しておりますが、まず、現在の女性消防職員の人数、全職員に占める割合、そして目標値はどうなっているのかお尋ねいたします。

以上です。

○事務局長（久次美和子君）議長。

○議長（石井秀夫君）久次事務局長。

○事務局長（久次美和子君）はい、事務局の久次でございます。

小児救急医療支援事業の事業主体移行について、これまでの検討経過をお答えいたします。

小児救急医療支援事業については、医療事故の対応や医療の質の担保などの点から、医療行政の専門部署を持つ久留米市に事業主体を移した方がいいのではないかとのご意見をいただき、数年来、事業主体の変更の検討を進めてまいりました。

この間、広域行政は連携中枢都市圏を中心に取り組むこととし、組合のふるさと振興事業は令和2年度末で廃止に至っております。一方、小児救急医療支援事業については、組合構成市町のほか、近隣協力市町や医療機関及び地域医師会など、多くの団体の支援協力により成り立っていることから、この事業の枠組を安定的に維持するため、この時点では、組合で継続して取り組むことを決定しました。

令和6年度に入り、あらためて医療行政及び広域行政の一元化の観点から、久

留米市を事業主体とする連携中枢都市圏の取組とすることについて各関係機関と協議を行う中で、支援協力の枠組の維持が可能である見込みとなりましたので、令和８年度からの事業主体移行を進めているところです。

振り返りますと、本事業の主体変更について、整理、調整に時間は要しましたが、サービス提供の充実につなげることができたと考えます。

今後も関係機関との連携のもと、スムーズな引継ができますよう、尽力してまいります。

以上です。

○人事研修課長（橋本秀一君）議長。

○議長（石井秀夫君）橋本人事研修課長。

○人事研修課長（橋本秀一君）人事研修課長の橋本でございます。

藤林議員の質問にお答えさせていただきます。現在の女性消防職員数、全職員に占める割合という目標値についてですが、平成２７年９月に総務省消防庁が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の中で、令和８年度当初までに女性消防吏員の全国比率を５％に引き上げるという具体的な数値目標を設定しております。

そういった中、当消防本部においてもこの数値目標を念頭においており、令和７年８月現在の当消防本部の消防職員数は４４２名で、このうち女性が１５名となっております。

全体に占める女性職員の割合は約３．４％となっております。全国の消防本部平均の割合である３．５％とほぼ同等となっております。以上で、藤林議員の質問に対する回答を終わらせていただきます。

○６番（藤林詠子君）はい。

○議長（石井秀夫君）６番、藤林議員。

○６番（藤林詠子君）小児救急については、討論で申し上げたいと思います。

女性消防職員の採用の件ですけれども、目標にまだ達していないということです。

その達していない理由は何だと分析していらっしゃるのかお尋ねします。

また、目標に達するために今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○人事研修課長（橋本秀一君）議長。

○議長（石井秀夫君）橋本人事研修課長。

○人事研修課長（橋本秀一君）藤林議員の２回目の質問にお答えさせていただきます。

令和２年度以前の１０年間におきまして、女性の受験者は全受験者の約４％程度でございまして、毎年７人～８人が受験する状況でした。

以前から、女性消防職員の採用拡大が進まない理由として、様々な職種がある中で消防業務への理解が進んでおらず、女性から見た消防職の魅力が低いことが挙げられます。

その背景には、消防業務が危険と隣り合わせであり、一定の体力が必要であることや将来的なライフプランに対する不安、男性が圧倒的に多いことやトイレや

風呂などの庁舎設備といった24時間勤務をする上での職場環境に対する不安などがあると捉えています。

このことを踏まえ令和3年度以降、特に女性活躍を意識した広報に力を入れて取り組んできました。

具体的には、女性消防職員を登用した採用案内ポスター、リーフレット、PR動画の作成やホームページ、公式Instagramによる情報発信、高校、短大、大学への個別説明などを行い、その結果わずかではありますが、女性の受験者の割合が増加している傾向にあります。

令和6年度には、総務省消防庁の女性消防吏員活躍推進モデル事業を活用しまして、女性人気が高い久留米市ふるさと大使のアントビスコ氏とコラボしまして救急グッズを作成し、中学生を対象とした救命講習を実施したほか、Instagramでの情報発信などにより、女性消防吏員の活躍についてPRを行いました。

また、今年度からは、医療系大学と専門学校への職場案内プレゼンテーションや消防本部庁舎での体験型の業務説明会を実施するなど、魅力発信に取り組んでいるところでございます。

今後の取組についてですが、今後は、消防をもっと身近に感じてもらえるよう女性職員の活躍や消防の仕事の魅力について、受験する世代に限らず様々な世代に向けたPR活動を積極的に取り組みながら、多くの女性に職員採用試験を受験していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で藤林議員の2回目の質問に対する回答を終わらせていただきます。

○議長（石井秀夫君）藤林議員、よろしいですか。

○6番（藤林詠子君）はい。

○議長（石井秀夫君）他に質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

○議長（石井秀夫君）討論はございませんか。

○6番（藤林詠子君）はい。

○議長（石井秀夫君）6番、藤林議員。

○6番（藤林詠子君）6番、藤林です。

小児救急についてですけれども、事業主体の移行については、随分ご苦労があったこととご推察いたします。

スムーズな移行ができるように今後進めたいと思いますが、改めて振り返ってみますと、令和2年度にふるさと振興事業が廃止になった後、令和6年度に具体的に動かれるまでの間、もう少し動いていることが可能だったのではないかなと。

もちろん今の担当者より、前の前の方々のことだと思うんですけれども、なぜ早くしたら良かったかという、もちろん小児救急をきちんとした体制にするために、その形がいいというのが一つありますけれども、小児救急のことを一部事務組合から外していれば、この行政体はもっと消防に特化することができた。

ガバナンスをきちんと効かせるためには、できるだけ事業は整備していく。

そして、適切な運営主体に早く移行するというのが、その後のガバナンスが有効になっていくことじゃないかなと思います。

今後、小児救急を外した後、消防に特化した一部事務組合として運営するときにも、どうやってガバナンスを効かせていくのかというのは、とても重要なことだと思いますので、小児救急のスムーズな移行と、今後の消防に特化した一部事務組合としてきちんと機能していくことを期待しております。併せてですね、前回の議会で出た意見を伺いましたら、久留米市が事業主体になって小児救急をすることについて、広域行政の在り方について、周辺市町のご理解をいただくためには、改めて工夫が必要だな、配慮が必要だなと思ったところです。スムーズに移行していくためには、周辺の市町の執行部だけではなくて、議会の皆さん、構成市町の議会の皆さん、それからこの構成市町だけではなくて、負担金をいただくこの枠組みに入っていない市町の議会の皆さんを含めてご理解いただくことが、スムーズな小児救急の実施になっていくと思いますので、広域の組合だけではなくて、久留米市も努力しないといけないところだと思いますけれども、改めてスムーズな移管については、ご苦労だと思いますけれども、丁寧な説明をしていただきたいと要望いたします。

それから、女性消防職員の数のことですが、努力していらっしゃるのとは分かりました。けれども、結果がやはり伴っていないというところは残念だなと思います。私が聞いた住民の方の声ですが、救急車には男性しか来ないと思っていたけれども、初めて救急搬送されたときに、女性の救急隊員が乗っていらっちゃって、女性だとこんなに安心できるのかと思ったという高齢の女性の方の声でした。

もちろん男性の救急隊員はとても丁寧にしてくださっていると思うんですが、やはり一定割合女性がいることは、住民ニーズに答えていくためには必要だと思います。もちろん消防本部、それを十分理解して、女性消防職員の確保に努めたりしたんだろうと思います。あるいは、住民への啓発、AEDの講習会なども消防職員が一生懸命来てくださっていますけれども、その時にも男性だけよりは女性の職員も一緒に来てくださった方が、住民にとってはより学びやすくなるという声も聞いております。

男性職員も含めて幅広い人たちに消防職員の働きがい伝わって、多くの方に応募してもらうことが必要だと思いますので、今後も職場の改善、ハード面、ソフト面含めて、そしてPRも含めて、女性消防職員の確保に努めていただきたいと要望します。以上です。

○議長（石井秀夫君）他に討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第3号までの3件の決算を、認定することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第3号までの3件は、いずれも認定することに決定いたしました。

◎ 日程第9 第9号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第9、第9号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第9号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分について」の提案理由をご説明申し上げます。

本件は、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求める必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第9号議案を、承認することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、承認されました。

◎ 日程第10 第10号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第10、第10号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第１０号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」の提案理由をご説明申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限対象者を拡大するとともに、休暇制度の拡充を行うため、条例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、ご承認を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第１０号議案を、承認することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第１０号議案は、承認されました。

◎ 日程第１１ 第１１号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第１１、第１１号議案「久留米広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第１１号議案「久留米広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」の提案理由を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の用語の整理を行う必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第１１号議案を、承認することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第１１号議案は、承認されました。

◎ 日程第１２ 第１２号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第１２、第１２号議案「三井消防署訓練棟新築外工事請負契約の一部を変更する契約締結についての専決処分について」を議題いたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第１２号議案「三井消防署訓練棟新築外工事請負契約の一部を変更する契約締結についての専決処分について」の提案理由を申し上げます。

令和６年８月の組合議会において議決された三井消防署訓練棟新築外工事請負契約につきまして、週休２日試行工事として執行しました結果、４週８休の達成による労務費等の変更に伴い、契約金額を１０５万６，０００円増額し、総額１億６，８４７万９，３００円に変更する必要性が生じたもので、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第１２号議案を、承認することにご異議はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、承認されました。

◎ 日程第13 第13号議案

◎ 日程第14 第14号議案

○議長(石井秀夫君) 次に、日程第13、第13号議案「財産(水槽付き消防ポンプ自動車)の取得について」及び日程第14、第14号議案「財産(高規格救急自動車)の取得について」以上2件は、いずれも消防車両の財産の取得に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第13号議案及び第14号議案の2件の提案理由につきまして、一括して説明申し上げます。

この2件ですが、各消防署に配備している消防車両の老朽化に伴いまして、水槽付き消防ポンプ自動車1台を7,139万円、高規格救急車2台を8,486万5,000円で、取得しようとするものでございます。

満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石井秀夫君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第13号議案及び第14号議案の2件を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第13号議案及び第14号議案の2件は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 第15号議案

◎ 日程第16 第16号議案

○議長(石井秀夫君) 次に、日程第15、第15号議案「三井消防署庁舎新築外工事請負契約締結について」及び日程第16、第16号議案「三井消防署庁舎新築外電気設備工事請負契約締結について」以上2件は、いずれも三井消防署庁舎新築工事に関する議案でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第１５号議案及び第１６号議案の２件の提案理由につきましては、三井消防署の庁舎新築工事に関する契約案件でございますので、一括して説明申し上げます。

まず、第１５号議案の庁舎新築外工事につきましては本年７月１８日に条件付一般競争入札を実施いたしまして、庁舎棟及び車庫棟の新築並びに旧庁舎等の解体工事の請負人を半田、隈、太陽特定建設工事共同企業体に定め、７億４，６９４万４，０００円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、第１６号議案の庁舎新築外電気設備工事につきましては、本年５月３０日に条件付一般競争入札を実施いたしまして、庁舎棟及び車庫棟の新築並びに旧庁舎等の解体に伴う電気設備工事の請負人を大東電気工事、西日本電気工事特定建設工事共同企業体に定め、１億９，７７８万円で契約を締結しようとするものでございます。

何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第１５号議案及び第１６号議案の２件を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第１５号議案及び第１６号議案の２件は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第１７ 第１７号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第１７、第１７号議案「筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託契約締結について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第１７号議案「筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託契約締結について」、

提案理由を説明申し上げます。

本件は、公募型プロポーザル方式により、筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託契約に係る事業者を富士通ジャパン、東京センチュリー、扶桑電通共同企業体と定め、48億6,200万円で契約を締結しようとするものでございます。

何卒ご審議の上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第17号議案を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 第18号議案

○議長（石井秀夫君）次に、日程第18、第18号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第18号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（石井秀夫君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第18号議案を、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はございませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

◎ 閉 会

以上で、本議会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

よって、令和7年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

＝午前11時08分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

議 員

議 員